

# 広報 じんけん

～出会い 気づき 発見～

人権擁護都市宣言・非核平和都市宣言のまち 川西市

編集・発行／川西市人権推進課  
〒666-8501 川西市中央町12-1  
☎ 072-740-1150  
FAX 072-740-1151

小学生高学年の部  
陽明小学校6年 中川 怜音さん

その投稿  
本名出して  
言えますか？



令和3年度

「人権文化をすすめる県民運動」に伴う

## 人権川柳コンテスト

優秀賞受賞作品の紹介

今年度も「人権川柳コンテスト」に小・中学生の皆さんを中心に多数ご応募いただきました。その中で、各部門の優秀賞に選ばれました4作品をご紹介します。

小学生低・中学生の部  
加茂小学校4年 和佐 倫太郎さん

君の手は  
心をささえる  
やさしい手



一般の部  
川西小校区人権啓発推進委員会  
森村 章枝さん

思いやり  
はじめの一步は  
私から



中学生の部  
多田中学校2年 金井 晶紀子さん

いじめの芽  
あなたの勇気で  
ひっこめけ



## 第12回 人権写真フォトコンテストinかわにし

人権の視点で身近な風景を写してみませんか

作品募集 締め切り 令和3年9月30日(木)

共通テーマ 『続コロナ禍』

応募資格 市内在住、在勤、在学の人

賞  
最優秀賞 1点 副賞(図書カード5千円分)  
優秀賞 2点 副賞(図書カード3千円分)  
佳作 3点 副賞(図書カード1千円分)

主催/川西市 (問合せ)人権推進課 ☎740-1150

※応募方法などの詳細は人権推進課のHPをご覧ください。

プリントアウト  
必要なし



昨年度の入賞作品 テーマ「コロナ禍」

## 阪神8市町による『パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定』

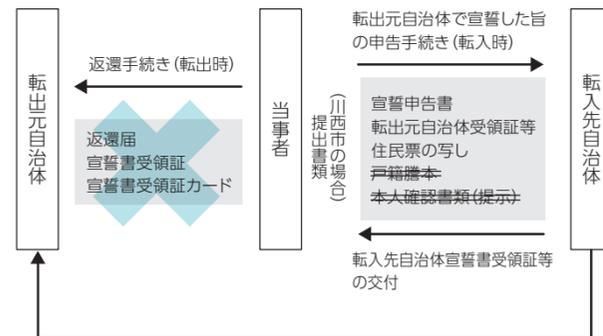
川西市は令和3(2021)年4月6日、「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」を締結しました。協定を締結している自治体から転出入し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、手続きが簡素化されます。

### 協定を締結している自治体

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

### 阪神間連携協定後の手続き(イメージ図)

協定書締結後(協定書締結自治体間での転出入の場合)



・宣誓書受領証等の交付の通知 ・転出元自治体受領証等の返還  
※添付書類は各自治体によって異なります。

### ♡ パートナーシップ宣誓制度とは? ♡

お互いを人生のパートナーとして、日常生活で協力し合うことを宣誓した、一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市が、宣誓した事実を証明する「宣誓書受領証」の交付を行うものです。

婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、二人が夫婦に準じた生活を送りながらも、理解を得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、二人がありのままの自分として生きたいという気持ちに寄り添うことを目的としています。

川西市は、令和2(2020)年8月1日に導入しました。



制度の詳細については市のHPを参照 →



## 「障害者差別解消法」が改正

### 民間事業者に合理的配慮を義務付けへ

平成28(2016)年4月1日に施行された、「障害者差別解消法(正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法」)」。この法律では、障がいのある人への「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められていて、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も共に生きる社会を作ることをめざしています。

これまで、障がいがある人の移動や意思疎通を無理のない範囲で支援する「合理的配慮の提供」は、国や自治体といった行政機関にのみ義務化されていました。しかし、今年5月28日に「障害者差別解消法」の改正法案が国会で成立。企業や店舗などの民間事業者にも、配慮が義務付けられることが決まりました。施行は、公布日(令和3年6月4日)から3年以内とされています。

#### 「不当な差別的取り扱い」とは

障がいがあることにより、正当な理由もなくサービスなどの提供を拒否したり、制限や条件をつけたりすることをいいます。

#### 具体例

- 車いすを利用していることを理由に、レストランなどへの入店を断った。
- 障がいがあることを理由に、アパートなどの部屋を貸さなかった。



#### 「合理的配慮」とは

障がいのある人が何らかの配慮をしてほしいと伝えた場合、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

#### 具体例

- 車いすの人が手動の扉を開けられないとき、手助けする。
- 耳が不自由な人のために、筆談器や簡易な白板などを用意しておく。



### 障がい者差別に関する相談窓口

- 兵庫県障害者差別解消相談センター 連絡先(受付時間:平日午前10時~正午、午後1時~午後4時)  
電話番号 078-362-3356 ファクス番号 078-362-3911
- 川西市障がい者基幹相談支援センター 連絡先(受付時間:平日午前9時~午後5時) 電話番号 072-758-6228
- 川西市障害福祉課 連絡先(受付時間:平日午前9時~午後5時) 電話番号 072-740-1178

# ネット社会と人権課題

インターネットやSNSなどは、社会生活を送っていくうえでも、使い方によってはさまざまな情報収集や自身の意思伝達ツールとしてとても有益なものだと思います。

しかし、今、世界的にもインターネットやSNSでの人権侵害事象が大きな社会問題となっています。

今年度の人権川柳コンテストの小学生の優秀作品の一つは、このテーマを取りあげています。この機会に、共に考えてみませんか。

## 川西市人権行政推進プラン（第3次改定版）から抜粋 (12) インターネット等に関する人権課題

### 現状と課題

高度情報化社会の進展によって、利便性が高められ、豊かさをもたらされた一方で、個人情報や本人の知らないところで収集、利用されたり、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、他人への誹謗中傷、個人情報の無断掲載、差別的書き込みをされたりなど、個人の名誉やプライバシーの侵害をする等の人権問題が起っています。

国では、インターネット上での人権侵害による被害を回復するため、平成14(2002)年に「プロバイダ責任制限法」が施行され、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められました。さらに平成21(2009)年に「青少年インターネット環境整備法」が施行され、青少年を有害情報から守るために携帯電話会社等にフィルタリング（閲覧制限）サービス等の提供が義務づけられました。

しかしながら、インターネットやスマートフォンの急速な普及に伴い、ネット上の人権侵害は後を絶たず、フェイスブックやラインに代表されるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用なども一因として、人間関係の希薄化を生み出す一方で、その悪用により、いじめや仲間はずれ、誹謗中傷などの人権問題も出てきています。

### 今後の方向性

●インターネットなどによる人権侵害を、すべての人に係る人権問題として、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。

●情報収集や発信における個人の責任や情報モラルなどについても知識と理解を深めていく教育・啓発活動をすすめるとともに、学校等においても自他を大切に情報モラルの育成に努めます。

●インターネット上で差別的な書き込みをモニタリング（監視）することで、拡散防止と抑止効果を図ることを目的とし、重大な人権侵害や差別意識、偏見を助長するような書き込みがあった場合について、プロバイダなどに対し削除要請する「インターネット・モニタリング制度」を導入しています。引き続き兵庫県や法務局等関係機関と連携を図りつつ、全国的な動向も踏まえながら、より効率的・効果的な手法を検討していきます。



### 参考

#### インターネット上の違法・有害情報に関してお困りの方へ 「違法・有害情報相談センター」

違法・有害情報相談センターは、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口です。  
(総務省支援事業 ※Web フォームからの相談のみ受付)



### 人権啓発映像ソフトライブラリーの紹介

#### 地域や職場での人権学習にご利用ください!

- ◆さまざまな人権課題(ジャンル)を取り揃えています。
- ※詳しくは人権推進課のホームページまたは、☎072-740-1150へ



### 川西市の平和推進事業

本年度もコロナ禍により「折り鶴平和大使派遣事業」は中止となりましたが、写真のように市民の皆さまからは平和への思いを込めた1万4千羽の折り鶴を折っていただき、8月6日(広島原爆の日)にあわせて広島へ送りました。



広島平和記念公園の折り鶴

1万4千羽の折り鶴

# コロナ禍と人権

石元 清英

(関西大学名誉教授 / 川西市人権施策審議会会長)

## ■ コロナ禍でみえてきたもの

社会が平穏で、顕著な社会不安もない状況下では、差別は顕在化しないことが多いのですが、何らかの危機が生じ、社会不安が増大したり、利害対立が生じたりすると、差別が鋭いかたちであられることとなります。1923年の関東大震災の際に起こった朝鮮人虐殺事件は、その典型例といえます。

今回のコロナ禍のもとでも、職員の感染が確認された銀行支店にコンクリート片が投げ込まれ、窓ガラスが割られた。医療関係者がタクシーの乗車拒否にあたり、医療関係者の子どもが保育所の預かりを拒否される。学生のクラスターが発生した大学に「学生の名前を教える」「大学に火をつける」「今から殺しに行く」と、抗議や脅迫のメールや電話が殺到する。こうした出来事が数多く報道されています。

さらには、新型コロナウイルスの感染拡大は、非正規雇用を中心に大量解雇をもたらしました。それは、非正規雇用が多く、飲食や宿泊などの対人サービス業に従事することが多い女性たちを直撃しました。それだけではなく、コロナ禍の雇用不安は、外国人労働者にも大きな影響を与えていますし、生活困窮者は増え続け、格差はさらに拡大しています。また、コロナ禍での自粛生活は、家事・育児などははじめとする家庭内での女性の負担を増大させるとともに、DVや子ども虐待の増加にもつながっています。昨年10月の自殺者数を前年同月と比較すると、男性で21%増、女性では83%増と、女性の自殺が大幅に増えていることがわかりました。

このように、コロナ禍は私たちの社会が社会的弱者の生存権をはじめとする人権の視点からみて、非常に脆弱であることを明らかにしました。

## ■ 病(やまい) と差別

ある特定の病気が差別と結びつくことは、いまに始まったことではありません。日本では中世以降、ハンセン病に対する厳しい差別が続いてきましたし、近年ではエイズに対する差別があげられます。HIV(エイズウイルス)の感染力は弱く、その感染経路も、性行為、血液を介して(麻薬常用者による注射針の共用など)、母子感染(現在は出産前後の医療的ケアなどによって、妊婦がHIVに感染しているとわかっている場合、母子感染は皆無となっている)の3つに限定され、これら以外の日常生活における人と人との接触では、HIVに感染することはありません。したがって、正しい知識をもてば、HIV感染は容易に防ぐことができるのです。しかし、1986年に長野県松本市でフィリピン人女性のHIV感染が報道されると、その女性はすでに帰国し、松本市にはいなかったにもかかわらず、外国人女性が銭湯やスーパー、レストランに入ることを拒否されたり、東京では松本ナンバーの車がホテルの利用を拒否されました。こうしたエイズパニックは、翌年には神戸でも起こっています。

HIV感染に関しては、欧米で「リスクグループ」という言葉がよく使われました。これはHIVに感染する可能性が高い

※本文章は2020年度第33回川西市人権協研究大会冊子に寄稿されたものを加筆校正していただいたものです。

男性同性愛者、セックスワーカー、麻薬常用者で、この人々に対する啓発・支援が感染拡大防止につながるとされたのです。ところが、リスクグループという言葉が日本で紹介されると、男性同性愛者らはHIVを振り撒き、感染を拡大させる危険なグループと解され、憎悪と排除の対象とされたのでした。

## ■ 憎悪・排除では感染拡大を止めることはできない

コロナ禍を受けて1月22日に閣議決定された感染症法改正案には、入院を拒否した感染者や保健所の疫学調査を拒否した人に対する罰則規定(1年以下の懲役または100万円以下の罰金など)が盛り込まれましたが、反対の声が多くあがったため、行政罰の過料(30万~50万円)に修正されました。こうした罰則について考える際に、エイズという病気に対する正しい知識をもたず、それをただ恐れるだけで、HIV感染者を排除し、差別するという日本の状況がHIV感染者を潜在化させ、そのことがHIV感染の拡大につながってしまったという事実には私たちが真摯に向き合うべきです。HIV感染者との共生という道を目指さなかった日本は、先進国のなかで唯一、21世紀に入っても、HIV新規感染者の増加を続けたのです。今回の罰則は、感染拡大に歯止めをかける効果が確かにあるでしょうが、その一方で、罰則が検査をためらう人を増やし、それが感染の潜在化と拡大につながることも考えなければならないのです。

大事なことは、新型コロナウイルスについて正しい知識をもち、それとうまく付き合うことです。そのための教育・啓発を進めていくことが、冒頭にあげた人権侵害事象をなくしていくことにつながるのではないのでしょうか。

## ■ 教育・啓発の重要性

ただ、冒頭にあげた人権侵害事象のうち、クラスターが発生した大学に脅迫メールなどを送った人たちに対しては、新型コロナウイルスの正しい知識を伝える教育・啓発が有効であるとも思えません。それは正しい知識の有無とは別の次元の問題だからです。コロナ禍に限らず、何の迷惑も被っていない第三者が特定の人物を激しくバッシングする事象は、かつてからよく見られることです。マスメディアに大きく取り上げられた個人やその家族に対して、バッシングが集中することは、とりわけインターネットの普及にとともに、より顕在化、悪質化してきたように思えます。最近では、フジテレビの恋愛リアリティ番組「テラスハウス」に出演していたプロレスラーの木村花さんに対してSNSに中傷コメントが相次ぎ、木村さんが自ら命を絶ってしまったという出来事があげられます。

いま行うべきは、こうしたバッシングに共感したり、与する人できるだけ少なくし、それを批判的にとらえる人を増やしていく教育・啓発だと思います。ともあれ、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐには、憎悪や排除ではなく、教育と啓発を根気よく続けていくことであるといえるでしょう。